

武蔵野市中学校給食実施計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中学校給食の実施にあたり、その計画的な実施について検討するため、武蔵野市中学校給食実施計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、中学校給食の実施計画案を策定し、武蔵野市長（以下「市長」という。）及び武蔵野市教育委員会に報告する。

- (1) 中学校給食の実施計画の策定に関すること。
- (2) 中学校給食の運営方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 武蔵野市立小中学校長会を代表する者 2人
- (3) 武蔵野市立小中学校副校長会を代表する者 2人
- (4) 武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者 2人
- (5) 企画政策室長の職にある者
- (6) 財務部長の職にある者
- (7) 教育部長の職にある者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会の業務を補佐するため、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会が指定する業務に従事する。

3 作業部会は、武蔵野市立の小学校及び中学校の教職員並びに市の職員のうちから、市長が必要と認める者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(設置期間)

第7条 委員会及び作業部会の設置期間は、第2条に規定する所管事項が終了するまでとする。

(報酬)

第8条 委員会及び作業部会の委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育部給食課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月5日から施行する。